## 1 これまでの経過

- ・林野庁では「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」への回答として、令和3年6月30日に「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル(第1案)」を公表。この中で「緑の回廊」の区域内にやむを得ず発電施設の設置等を検討せざるを得ない場合は、国有林野貸付け等手続の中でその妥当性を確認する旨の考え方を示した。
- ・具体的には、個々の緑の回廊ごとに設定した評価項目(指標)と事業者の環境影響評価の結果(準備書等)の配慮事項から妥当性を確認することとした。なお、評価項目(指標)は、あらかじめ保護林管理委員会での議論を経て、個々の緑の回廊ごとの設定方針で公表しておくこと等により、環境影響評価の計画段階(方法書等)に反映されるよう措置するとされた。
- ・林野庁において各局保護林管理委員会委員各位から寄せられたご意見を中心に、緑の回廊ごとに設定すべき「評価項目の標準例(案)」を作成した。

## 2 今後の進め方

- ・林野庁において「評価項目の標準例」を完成させた後、同タスクフォースへ回答した「風力発電・ 地熱発電に係る国有林野の貸付け等手続マニュアル(取りまとめ版)」に添付して公表。(※9月末 公表予定)
- ・各森林管理局では 「評価項目の標準例」を基に個々の緑の回廊ごとに評価項目(指標)を定め公表する。

## 緑の回廊における再工ネ施設の設置等に係る基準の明確化(タイムスケジュール)(案)

